

設楽ダム建設事業への利水参画継続の意志等の
確認に対する利水参画者の回答について

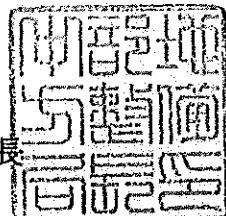
平成 25 年 4 月
国土交通省 中部地方整備局



国部整河計第16号
平成22年11月9日

愛知県知事 殿

国土交通省 中部地方整備局長



設楽ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)に基づき別添のとおり要請しますので、ご協力をお願いします。

(別添)

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要かについて、ご報告下さい。

事業対象	水道用水	かんがい
参画継続の意思		
必要な開発量	m^3/s	m^3/s

また、貴職における水需給計画の点検・確認を要請するとともに、当職において必要な開発量の確認を行うために、根拠資料など参考となる資料の提供をお願いします。

2. 利水代替案が考えられないかの検討

貴職において代替案が考えられないか検討することの可否、および検討を行っていただける場合には、その検討に必要な期間をご報告下さい。なお、代替案が考えられない場合は、その理由も付した上でご報告下さい。

事業対象	水道用水	かんがい
代替案が考えられないかの検討	可・否	可・否
代替案の検討を行っていただける場合、その検討に必要な期間		

3. 提出期限

平成22年11月17日(水)

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課

T E L (代) 052-953-8151
F A X 052-953-8471

22 土水第 681 - 1 号
平成 22 年 11 月 15 日

国土交通省 中部地方整備局長 殿

愛知県知事



設楽ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について（回答）

平成 22 年 11 月 9 日付け国部整河環第 16 号の要請については、下記のとおりです。

記

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

対象事業	水道用水	かんがい
参画継続の意思	有	有
必要な開発量	0.179 m³ /s	0.339 m³ /s

必要な開発量は、「豊川水系における水資源開発基本計画（第 2 次計画）」をもとに記載。

なお、水需給計画の点検・確認及び資料提供については、別添のとおりです。

2. 利水代替案が考えられないかの検討

対象事業	水道用水	かんがい
代替案が考えられないかの検討	否	否

なお、利水代替案が考えられない理由については、別添のとおりです。

担当 地域振興部土地水資源課
水資源計画調整グループ
電話 [REDACTED]

中部地方整備局

河計第 22 号

22.11.15

別添

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量

(水需給計画の点検・確認について)

本県の豊川水系における水需給計画は、国土審議会水資源開発分科会での審議を経て、平成18年2月17日に閣議決定された「豊川水系における水資源開発基本計画(第2次計画)」(以下、「フルプラン」という。)と考えております。

なお、フルプランのうち水道用水の需要想定については、本県が算定し、国土交通省土地・水資源局に回答し、農業用水の需要想定については、農林水産省が算定し、国土交通省土地・水資源局に回答しています。供給計画については、本県では算定しておりません。

(資料提供について)

平成17年12月1日 愛知県から国土交通省土地・水資源局へ回答

- 「豊川水系における水資源開発基本計画需給想定調査票」
- 「水需給想定調査(水道用水)参考資料」

2. 利水代替案が考えられないかの検討

(代替案が考えられない理由)

豊川水系における利水計画は、平成18年2月17日付けで閣議決定された「豊川水系における水資源開発基本計画(第2次計画)」であり、同計画に、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項として、設楽ダム建設事業が掲上されているため。

なお、今後、「関係地方公共団体からなる検討の場」において検討主体から提示された代替案について、その実現性や地域社会への影響などを踏まえ、公正、客観的な立場から意見を述べさせていただきたいと存じます。